

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第53号

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当規則（平成 4 年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「附則第 5 項第 1 号」の次に「若しくは第 4 号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当規則の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。